

# 公益社団法人自動車技術会 編集会議組織規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、編集会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (編集会議組織)

第2条 編集会議組織は、本会の目的を達成するため、技術情報の交流・伝達の主要な手段として各種文献の刊行活動を企画・推進・調整する。

第3条 編集会議組織の最高機関は、編集会議とし、その下部機構に刊行物毎に編集委員会を置く。また、必要に応じ編集委員会のもとに編集小委員会を置くことができる。

2 前条の目的達成のため前項の各委員会又は小委員会（以下「委員会等」という。）以外のものが設けられる場合は、この編集会議のもとに設けるものとする。

第4条 編集会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 会誌の刊行
- (2) 自動車技術に関する文献その他本会の目的達成に必要な文献の刊行
- (3) その他技術情報の交流・伝達に関し必要な他の学会、協会、団体等との交流及び協力

## (編集会議)

第5条 編集会議は、次の事項を審議する。

- (1) 編集会議組織の事業の方針
- (2) 刊行物の編集の基本方針
- (3) 委員会等の新設・廃止・改編及び相互の連絡調整
- (4) 事業計画及び予算案
- (5) 刊行物の普及その他技術情報の交流・伝達に関し、本会の他の組織及び事務局に対する必要な情報の提供
- (6) その他編集会議組織の目的達成のために必要な事項

第6条 編集会議の委員は、会員の中から編集担当理事が推薦した者並びに編集担当理事及び編集委員長とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 議長及び副議長は、編集担当理事がこれにあたる。

3 議長、副議長及び委員の任期は、本会役員の改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第7条 編集会議は、議長が招集する。編集会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、編集会議を代表し、議事を統轄する。副議長は、議長を補佐する。

## (編集委員会)

第8条 編集委員会は、次の事項を行う。

- (1) 刊行物の具体的な企画
- (2) 刊行物の編集上配慮すべき市場要求の把握・整理
- (3) 刊行物の編集及び刊行
- (4) 刊行物の普及の推進に必要な情報の提供
- (5) 編集小委員会の新設・廃止・改編計画（案）の作成
- (6) その他編集委員会運営処理基準に定める事項

第9条 編集委員会の委員長及び委員は、編集会議の推薦により編集会議議長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長及び幹事を指名することができる。
- 3 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。

第10条 編集委員会は、委員長が招集する。

(編集小委員会)

第11条 編集小委員会は、編集委員会より委託された事項を行う。

第12条 編集小委員会の委員長及び委員は、編集委員会の推薦により編集会議議長が委嘱する。

- 2 編集小委員会委員長は、委員の中から幹事を指名することができる。

- 3 委員長、幹事及び委員の任期は、2年とし、第6条第3項ただし書の規定を準用する。

第13条 編集小委員会は、編集小委員会委員長が招集する。

(論文校閲委員)

第14条 本会論文集（自動車技術会論文集、および International Journal of Automotive Engineering）に投稿された原稿の論文集への掲載の可否決定の意見を求めるため、論文校閲委員（以下「委員」という。）を編集会議の推薦により会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、第6条第3項但し書きの規定を準用する。

第15条 委員の氏名は、公表しない。

第16条 委員は、編集会議組織に所属する。

第17条 自動車技術会論文集、および International Journal of Automotive Engineering の校閲の実施その他校閲に関する取扱いについては、それぞれ編集会議において定める「論文校閲処理基準」、および「International Journal of Automotive Engineering 校閲処理基準」による。

(処理基準)

第18条 本組織の運営に関し必要な細則については、編集会議において処理基準を定め、これによるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 出版会議組織規則（昭和46年6月18日制定）は、廃止する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）
- 4 第14条、第17条の一部改正は、2016年4月26日より施行する。（第9回理事会議決2016年4月26日）